

鈴鹿市告示第 2 3 4 号

車両制限令（昭和 3 6 年政令第 2 6 5 号）第 3 条第 4 項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路の指定を次のとおり解除したので、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和 3 6 年建設省令第 2 8 号）第 5 条第 1 項の規定により告示する。

令和 7 年 1 0 月 2 7 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

1 指定を解除する道路の路線名及び区間

路線名	区間
市道汲川原橋石丸線	鈴鹿市庄野羽山三丁目にある三重県道 5 4 号線との交点から同市国府町字石丸にある市道庄野羽山三丁目 1 7 3 号線との交点まで

2 指定を解除する期日 令和 7 年 1 0 月 2 7 日